

まきの はらはたち そうごうせいび
牧之原畑地総合整備土地改良区(静岡県)

1. 事務所所在地 静岡県島田市
2. 設立年月日 昭和48年6月21日
3. 地区面積 5,776ha
4. 理事長名 桜井 勝郎
5. 金章受賞年度 平成14年度
6. 土地改良区の位置, 沿革等

本土地改良区は、静岡県中部の島田市、掛川市、菊川市、牧之原市及び御前崎市の5市にまたがり、一級河川大井川の下流右岸側に連なる広大な洪積台地(牧之原台地)を中心



とする受益面積5,776ha、組合員9,193人の地区である。本地域は、日本一の茶の集団栽培地として知られ、その歴史は明治初期の開墾以来、約140年余を数えるが、茶の生育に適した気候、土壌でありながら水利に恵まれず、天水等を防除用水として確保する状況であったため、昭和48年の県営畑地帯総合整備事業の実施に併せて牧之原畑地総合整備土地改良区として設立された。

7. 管理施設の概要

本土地改良区は、国営牧之原農業水利事業及び県営畑地帯総合整備事業により造成された取水口1ヶ所、導水路6.4km、揚水機場1ヶ所、幹線水路78km、支線水路8km及び水路165kmからなる畑地かんがい施設の維持管理を行っている。

8. 表彰理由

① 本土地改良区では、国営牧之原農業水利事業により基幹施設を整備の上、畑地かんがいのブロックごとに県営畑地帯総合整備事業等を実施した。各ブロックのファームポンド以下の施設は、組合員の希望に基づき3段階(第1ステージ:給水スタンドから給水。第2ステージ:給水スタンドから水路を配管して設置した給水栓から給水。第3ステージ:末端のは場内の防霜用スプリンクラーまで配管。)に整備されており、現在もステージの整備水準のアップを希望するブロックにおいて県営事業を実施している。

また、ファームポンド以下の施設を管理するため、本土地改良区は、ファームポンドの受益地ごとに畑地用水組合を設立するよう組合員を指導するとともに、バルブ操作や濁水時の対応についての指導や清掃器具の貸出を行い、管理意識の醸成に努めている。

さらに、効率的な水管理や営農推進のため、組合員や関係市の農地情報を的

確に把握することが必要と考え、平成11年度に「受益管理地理情報システム」として組合員及び農地の情報、管水路情報に地図情報をリンクした電子データベースを構築し、埋設されている管水路の管理などに活用している。

- ② 畑地かんがい施設を管理する場合ポンプで加圧して配水することから、機場や管水路の故障、破損等が生じやすく、本土地改良区でも年間20件を超える管水路の破損事故等が生じている。ところが、従来、水災、火災、操作ミス、ネットフェンスの毀損等に対する保険はなく、その補修はかなりの負担となっていた。このため、独自に保険会社と交渉し、施設の破損や管理作業時の事故等を対象とした保険契約を平成11年から行っており、年々増加する維持管理費の抑制を図っている。
- ③ 本土地改良区は、管内の小学校の社会科校外学習や子供会での出前授業（年10回程度）を実施している。その際、地域の開拓の歴史や土地改良事業の意義のみならず、茶の栽培方法、流通の実態、起源、効用など、土地改良区の枠を超えた内容の授業を行うことにより、小学生が知識を習得することのみならず、子供の世代からお茶に親しむ習慣付けや茶の消費拡大、そして、茶農家の後継者の育成をも視野に入れた未来志向の対応を行っており、このことは、地域農業の活性化に結びつき、ひいては土地改良区の一層の活性化に資するものである。
- ④ 牧之原地域は、台地の宿命として水利に恵まれない地域であるため、地域住民は常に火災時における防火用水の不足に不安を抱いていた。このため、本土地改良区は、火災時にファームポンドを防火水槽として消防団等が使用できる協定を締結し、農業用水の多面的機能や土地改良区の存在意義について地域住民の理解を助長しているところである。

9. 結 論

本土地改良区は、牧之原台地という特殊な地域において、約140年余の歴史を持つ日本一の茶の集団栽培を支えるため、ファームポンドの受益地ごとの施設管理組織作りや管理実務の指導、施設情報等の電子化や施設に係る独自の保険契約を実現するなど、適正な施設の維持管理に尽力するとともに、小学生を対象として土地改良区の歴史のみならず茶についての啓発を行うことで、茶の消費拡大と後継者育成による地域農業の活性化を図っていることは、他の土地改良区の模範となるものである。